

令和3年第4回

駒ヶ根市農業委員会

総会会議録

令和3年4月26日

駒ヶ根市農業委員会総会

○ 会議の場所

駒ヶ根市役所南庁舎2階 大会議室

○ 出席した委員 (18名)

1番 村上 英登	8番 赤羽 明人	15番 倉田 益式
2番 塩木 操	9番 西村 功	16番 吉瀬 久司
3番 堀 敏	10番 春日 知也	17番 中嶋 隆
4番 北澤 満	11番 代田 和美	18番 滝沢 久美子
5番 堺澤 務	12番 宮下 修	19番 氣賀澤 道雄
6番 田村 晴男	13番 木下 豊	
7番 森 武雄	14番 上田 佳子	

○ 会長が許可し出席した農地利用最適化推進委員 (6名)

20番 菅沼 佳彦	22番 大沼 昌弘	24番 小原 正隆
21番 白川 眞武	23番 宮澤 秀一	25番 米山 茂寿

○ 欠席した委員(1名)

13番 木下 豊

○ 事務局職員出席者

事務局長	野村 隆二
次 長	大野 秀悟
主 査	出口 大悟
主 査	小林かおる

○ 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 議案の上程及び提案説明・質疑・採決

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第23号 農地法第3条の規定による公売農地の買受適格証明願について

議案第24号 農用地利用集積計画の策定について(貸借)

議案第25号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)

報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知について

駒ヶ根市農業委員会総会規則第 15 条の規定によりここに署名する。

会 長

議事録署名人 17 番 (中嶋)

議事録署名人 18 番 (滝沢)

午後3時00分 開会

局長

(野村 隆二君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

定刻となりましたので、ただいまから協議会並びに令和3年第4回農業委員会総会を開会させていただきます。

4月1日より人事異動によりまして農業委員会の事務局長ということで、大変お世話になります野村隆二と申します。出身は中沢地区でございますけれども、農業委員の皆様が働きやすい職場、仕事となりますように努力してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

主査

(小林 かおる君)

同じく事務局ですけれども、前任者 井上に代わりまして小林かおると申します。よろしくお願いいたします。

局長

(野村 隆二君)

それでは氣賀澤会長、挨拶をお願いいたします。

会長

(氣賀澤 道雄君)

皆さん、こんにちは。(一同「こんにちは」)

コロナも変異株がはやり出しまして4都府県に緊急事態宣言が出されました。

そんな中で、先日、駒ヶ根市報が出まして、その中に令和3年度予算が紹介されており、重点プロジェクトとして3つの柱が出ておりまして、にぎやかなまちなかになろう、それから子育てに力を入れていきましょう、それと観光のICT化を進めましょうというような内容でした。今までよくあった内容かなあと思っていますけれども、その中に工業、商業、農業については何も書かれていませんので、これからどうなるか、また徐々に具体的なものが出てくるんじゃないかと思っていますけれども、その中でまた農業委員会に対しましてもいろいろ注文が出てくると思いますので、そのときにはよろしくお願いいたします。

それから、新任になりました野村課長、また小林さんには、いろいろお世話になりますが、よろしくお願いいたします。(一同「よろしくお願いいたします」)

今日は、よろしくお願いいたします。

局長

(野村 隆二君)

続いて、会議前の一言と農業委員会憲章朗読を9番 西村功委員、お願いいたします。

9番

(西村 功君)

会議の前の一言ということで、一言だけだよというお話もあったんですが、二言だけお願いします。

農業委員会事務局が新しいメンバーということで、新年度がスタートということで、よろしくお願いします。

ということで、私もちょっと新年度スタート意識をして、改めて農業委員会活動記録セットっていうのを見ってみました。それで、やはり一番最後のページ、特に担当する地区ということがありますので、ここをやはり記入することが1つ参考になるのかなあというような思いをしまして、もう一度初心に戻るといような感じで見たわけですが、例えば2期6年というようなことにしてみますと、6年間って、小学校は6年間になりますので、今、私は4年生の後半かなあというふうに思いまして、今までちょっとどうだったかなっていうことを振り返って、あと卒業まで頑張っていこうと、PDCA—プラン、ドゥー、チェック、アクション、このサイクルで頑張っていこうというふうに思っております。

それから、2つ目の点で少し触れますけれども、3月が決算で4月スタートというそれぞれの組織がありまして、皆さん方、忙しいかと思えますけれども、少し前の国税庁の法人の申告件数260万社の決算月は3月が多くて50万社で19.5%、2番目が9月で11%、3番目は12月で9.5%というデータがありました。逆に低い月は11月と1月で3%台というような内容ですが、私はもう少し3月に集中しているのかなあという印象を持っていたんですが、比較的1年間に分散されているのかなあという印象を受けたわけです。

一方、資本金10億円超の会社—約5,000社ですが、これを取り出してみると、3月の決算っていうのは68%、約7割、次が12月で15%、2月が4%というようなデータもありまして、これはニュースあたりで私が受けている印象に近いのかなあというふうに納得をしました。日本は大きな会社を中心に3月期決算が多くて、最近では国際化の流れもあって12月決算が増加傾向にあるというまとめの報告もありました。

3月の決算期が多いという理由は、4つほどの理由がありまして、1つは行政の会計年度に合わせるということ、2つは、国の教育制度が4月入学、3月卒業ということで、新卒社員を4月に受け入れるというようなこと、3つ目は税法改正が4月1日適用されること、4つ目は総会屋対策として横並びで開催することというようなことに触れられておりました。

それから、12月は、国際会計基準等の関係で、企業のグローバル化に伴って外資系企業の割合が高い傾向にあるということで、欧米の企業は12月が多いと、それから中国では法律で12月決算と定められているというようなこともありましたので、少し紹介をさせていただきました。

これ以上話をするとぼろが出ますので、農業委員会憲章に移ります。

〔駒ヶ根市農業委員会憲章前文朗読〕（一同起立）

〔駒ヶ根市農業委員会憲章唱和〕（一同着席）

会 長 （氣賀澤 道雄君）
それでは、今日は協議会を先に行いたいと思いますので、よろしくお願ひします。
総会は一旦休憩といたします。
午後3時10分 休憩
午後4時02分 再開

会 長 （氣賀澤 道雄君）
それでは、これより令和3年4月1日付、告示第4号をもって招集した令和3年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を開会いたします。
委員定数19名、ただいまの出席委員数18名、法第27条第3項の規定により本会議は成立しております。
13番 木下豊委員より欠席の旨の届出がありました。
お手元に配付してあります日程に従い会議を進行させていただきます。
日程第1 議事録署名人の指名をいたします。
議事録署名人は、会議規則第15条第2項の規定により議長において17番 中嶋隆委員、18番 滝沢久美子委員を指名いたします。
日程第2 議案の上程及び提案説明、質疑、採決を行います。
議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。
提案理由の説明を求めます。

主 査 （出口 大悟君）
それでは、議案書1ページをお開きください。
農地法第3条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。
計3件でございます。
まず1件目でございますが、場所につきましては2ページ左側を御覧ください。
3-1で表示した場所になります。
中沢区、XXXXXXXXXXの南東1筆1,435㎡になります。
1ページにお戻りください。
契約内容でございますが、売買。
理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は後継者等もないことから譲受人の要請に応じるというものでございます。
許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして2件目でございますが、場所につきましては2ページ右側を御覧ください。

3-2 で表示した場所になります。

中沢区、[REDACTED]の東8筆、計3,423㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は、現在借りている農地、またその他周辺の農地について今後耕作、管理していくため当地を取得したい、譲渡人は遠方に住んでおり耕作の予定等もないことから譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

続きまして3件目でございますが、場所につきましては3ページ左側を御覧ください。

3-3 で表示した場所になります。

東伊那区、[REDACTED]の北2筆、計182㎡になります。

1ページにお戻りください。

契約内容でございますが、売買。

理由でございますが、譲受人は農業経営規模を拡大するため当地を取得したい、譲渡人は自宅から遠く耕作が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

許可基準でございますが、法第3条第2項に適合してございます。

以上3件について御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いいたします。

6 番 (田村 晴男君)

1番ですが、4月の7日の日に菅沼委員さんと一緒に現地を確認させていただきました。

譲渡人と譲受人、譲受人は市場割区向ヶ丘というふうになっておりますけれども、実は実家が譲渡人と同じ地籍の中割第7常会というところにあります。

また、別件で上がってくるかと思えますけど、この近くに家を新築するように土地を買っておるといって、利用的には、あちこちの農地を借りたり、また取得したりして事業拡大を進めておる[REDACTED]でございますが、我々中割の住人としてはすごく若手のホープということで期待をしているところでございます。

また、譲渡人につきましては、おじいさんと住んでおったんですけど、おじいさんも亡くなりまして、女性1人ということで、農地を維持するにもシル

バー人材の人を頼んで草刈りをしてもらったりということで費用も大変かさ
んでおるといふところを■■■■のほうで引き受けまして、今現在も借りて麦
を作っているところでございます。これから年間収入を上げるためにいろんな
作物を検討しながら事業拡大を図っているところでございます、この件に関
しては全然問題がないなあということで判断をいたしました。

以上です。

7 番 (森 武雄君)

2 番についてでありますけれども、4 月 4 日の日に北澤委員さんと私、森と
で現地を確認しました。

譲渡人につきましては、長野市に嫁いでおりまして、現在も長野市に在住し
ております。今後も駒ヶ根市で耕作をするという予定はありませんので、この
お話になったわけでありまして、譲受人につきましては、約 20 年前か
ら該当の農地を借り受けまして耕作をしております。管理状況も良好というこ
とであります。1 筆が小さいものがありますけれども、そんな農地の管理状況
も良好でありますので、妥当であると判断をいたしました。

以上です。

1 番 (村上 英登君)

先月、春日委員と現地を確認しました。

譲渡人は書いてあるとおりです。

譲渡人と譲受人は親戚関係にあるってということですので、譲受人は農業も
やっていますので、草刈り等の管理もこれからやっていってもらえますという
ことで、特に問題はないと思います。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第 21 号について原案どおり可決することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第 21 号 農地法第 3 条の規定による
許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第 22 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書 4 ページをお開きください。

農地法第 5 条の規定による許可申請について御説明をし、御提案とさせていただきます。

計 2 件でございます。

まず 1 件目でございますが、場所につきましては 5 ページの左側を御覧ください。

5-1 で表示した場所になります。

北割 1 区、 の東 1 筆 393 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、用途地域内での宅地分譲 1 区画となります。

理由でございますが、譲受人は事業の拡大を図りたいと考え、宅地造成後に分譲、販売するため当地を取得したい、譲渡人は生活資金を確保したいと考え譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、第 1 種低層住居専用地域となっております、農地区分につきましては 3 種の用途地域となります。

続きまして 2 件目でございますが、場所につきましては 5 ページ右側を御覧ください。

5-2 で表示した場所になります。

市場割区、 の西 1 筆 288 m²になります。

4 ページにお戻りください。

申請目的でございますが、住宅用地。

理由でございますが、譲受人は現在借家住まいであるが、自身の結婚に当たり住宅の新築を計画したため当地を取得したい、譲渡人は遠方に住んでいることから当地の管理が困難であるため譲受人の要請に応じるというものでございます。

農振法等でございますが、農業振興地域内の農用地区域外となっております、農地区分につきましては 3 種、上下水道管理設、近くに 、
 ありということでございます。

以上 2 件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

地元委員の補足説明をお願いします。

1 7 番 (中嶋 隆君)

1 番ですけど、4 月 9 日に現地確認を行いました。

現地は、現在、耕作はされていません。周辺は、もう地図を見ても分かるようにほぼ宅地ということになっていて、この「5-1」の「1」って書いてある

場所もみんな宅地造成されて、今、分譲されている状態ですので、問題ないというふうに考えます。

以上です。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

2番ですが、この譲渡人の■■■さんっていう方は親族から位置図にあります土地を譲り受けたものです。この土地については、その親族である被相続人が家を建てるということで既に農地転用の許可を得ておりましたけれども、この方が亡くなってしまったために農地転用許可が無効となりまして、■■■さんが第三者の■■■さんに土地を売って建物を建てるということにしたいわけですが、この場合にもう一度第5条申請をしなければならないということで、今回の申請になっています。

春日委員と現地確認をしまして、地図を見ても御覧のとおりで、現地の周りには家に囲まれておりますので、特に問題ないと判断しました。

以上です。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第22号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第22号 農地法第5条の規定による許可申請については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

議案第23号 農地法第3条の規定による公売農地の買受適格証明願について

を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書6ページをお開きください。

農地法第3条の規定による公売農地の買受適格証明願について御説明をし、御提案とさせていただきます。

買受適格証明ですが、農地の競売、公売の入札に農地を取得できない方が参加されることを未然に防ぐため入札に参加する際に必要となるものでして、今回は農地法第3条の許可を受けられることを証明するための案件でございます。

なお、今回の農地につきましては公売に既に出されておりました、その農地

を買いたいという方が今回の農地を買う資格があるのかどうかということをお審議いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

また、通常、申請人は譲渡人と譲受人のお二人で申請書を出されるわけですが、競売や公売については単独申請ができるということで、今回は単独申請のみということで、譲受人の方のみ名前を掲載しております。

今回、買いたいという方ですが、上赤須の■■■■さんという方になります。場所につきましては7ページの買受3-1で表示した場所になります。

こちらは、上赤須区、上赤須■■■■の北2筆、計614㎡になります。

理由でございますが、申請人は今回の入札により取得して農業規模の拡大を図りたいという理由でございます。

■■■■さんは、既に漆の生育等を別の農地においても行っており、今回の申請地においても、現状、既に漆の栽培・生育場所として耕作されております。

許可基準につきましては、法第3条第2項に適合しております。

以上1件につきまして御審議をお願いいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

当地につきましては私が担当で、木下委員と現地を確認しまして、先ほどもありましたけれども、■■■■さんは漆関係の仕事をされておまして、また公売に出されたところに既に漆を植えてありまして、先ほどの協議会でありました申請基準の農地法の移転に伴う農地としての利用目的ならば、農地法第3条の審査基準に基づき審査し、それにかなっておりますので問題ないというふうに理解しております。

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第23号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第23号 農地法第3条の規定による公売農地の買受適格証明願については、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

ここで議案第24号の審議に入る前に申し上げます。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限規定により24番小原正隆委員は自己等に関する事項について議事に参与することができませんので、議事が終了するまで一時退席を求めます。

〔24番 小原正隆君 退場〕

- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 24 号 農用地利用集積計画の策定について (貸借)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 次 長 (大野 秀悟君)
それでは、議案書 8 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について (貸借) を御説明し、御提案とさせていただきます。
まず公告年月日でございますが、令和 3 年の 4 月 30 日付の公告でございます。
期間終期別の細目につきましては御覧いただきまして、田んぼが 6,278 m²、
合計も 6,278 m²、貸手が 4、借手が 4 でございます。
(2) 番 (3) 番の表につきましてはお目通しいただきまして、9 ページに個別の
詳細が載っております。
始期につきましては令和 3 年 5 月 1 日からとなっております。
以上、御審議をお願いいたします。
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
これより質疑、意見に入ります。
質問、御意見ございませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 24 号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
御異議なしと認めます。よって、議案第 24 号 農用地利用集積計画の策定
について (貸借) は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。
退席されている委員の着席を求めます。
〔24 番 小原正隆君 入場・着席〕
- 会 長 (氣賀澤 道雄君)
議案第 25 号 農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業)
を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 次 長 (大野 秀悟君)
それでは、議案書 10 ページをお開きください。
農用地利用集積計画の策定について (農地中間管理事業) を御説明し、御提
案とさせていただきます。

農用地利用集積計画総括表を御覧ください。

まず公告年月日でございますが、令和3年の4月30日。

期間終期別の細目につきましては御覧をいただきまして、田んぼが5万2,167㎡、合計も5万2,167㎡でございます。

貸手が14で借手は長野県農業開発公社のため1となります。

11ページ～13ページは利用権設定をする各筆明細となっております、14名の土地所有者が長野県農業開発公社に合計で29筆を貸し付けることとなります。

権利の種類につきましては、それぞれ御確認ください。

以上について御審議をお願いいたしまして、審査、決議の対象ではございませんが、長野県農業開発公社が権利設定後、14ページの表のとおり担い手へ記載の内容で貸付予定でございますので、御確認をお願いいたします。

以上でございます。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

これより質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

議案第25号について原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

御異議なしと認めます。よって、議案第25号 農用地利用集積計画の策定について(農地中間管理事業)は、これを原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、報告事項 農地法第5条第1項第8号の規定による転用通知についてを事務局より説明願います。

主 査 (出口 大悟君)

それでは、議案書15ページをお開きください。

農地法第5条第1項第8号の規定による届出がありましたので、御報告をさせていただきます。

1件でございます、場所につきましては16ページの左側を御覧ください。

報告事項-1で表示した場所になりまして、丸で囲わせていただいた中心に四角で塗り潰した場所がありますが、そちらのほうが届出のあった場所になります。

上穂町区、XXXXXXXXXXの南1筆1,627㎡のうち0.44㎡になります。

15ページにお戻りください。

申請目的でございますが、携帯電話基地局が1塔。

理由でございますが、申請人は楽天モバイルの電波開設のため携帯電話無線局を設置したいというものでございます。

以上1件について御報告をいたします。

会 長 (氣賀澤 道雄君)

ただいまの件について質疑、意見に入ります。

質問、御意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

会 長 (氣賀澤 道雄君)

それでは、報告事項について説明のとおり御承知ください。

以上をもちまして総会に付議された議題について審議が終了しました。

これにて令和3年第4回駒ヶ根市農業委員会総会を閉会といたします。

どうもお疲れさまでした。

午後4時25分 閉会